

尼崎市総合計画審議会中間答申

～尼崎市における総合計画のあり方について～

平成22年5月20日

尼崎市総合計画審議会

平成 22 年 5 月 20 日

尼 崎 市 長
白 井 文 様

尼崎市総合計画審議会
会長 加藤 恵正

総合計画について（中間答申）

第 2 次基本計画が計画年限を迎えるにあたり、平成 21 年 9 月 2 日に市長から受けました総合計画に関する諮問について、本審議会において広範な視点から慎重に審議を行った結果、「総合計画のあり方」について、次のとおり答申します。

また、これまでの審議経過を踏まえ、「次期基本計画の策定等」については、今後、審議を進めてまいります。

以 上

目 次

| | | | |
|---|------------------------------------|-------|----|
| 1 | 総合計画のあり方検討の趣旨 | | 1 |
| 2 | 現総合計画について | | 1 |
| | (1) 基本構想について | | 1 |
| | (2) 第2次基本計画について | | 2 |
| 3 | 社会潮流を踏まえた今後のまちづくりにおける課題認識 | | 3 |
| | (1) 人口減少、少子高齢社会の進行による市民生活や都市活動への影響 | | 3 |
| | (2) 社会経済情勢の変動による影響 | | 3 |
| | (3) 地球環境問題の顕在化による影響 | | 4 |
| | (4) 情報社会の進展 | | 4 |
| | (5) 地方分権の進展と地域主体のまちづくり | | 5 |
| | (6) 税財政制度への対応(地方財政の逼迫) | | 6 |
| | (7) 社会基盤等の維持・更新 | | 6 |
| 4 | 総合計画策定に当たっての基本的な考え方 | | 7 |
| | (1) 社会潮流を踏まえたまちづくりの方向性 | | 7 |
| | (2) 総合計画の策定に当たっての基本的な考え方 | | 7 |
| | (3) 新たな総合計画が備えるべき要件 | | 8 |
| 5 | まとめ | | 10 |
| | (参考資料) | | |
| | 諮問書(写) | | 1 |
| | 諮問の趣旨 | | 2 |
| | 尼崎市総合計画審議会委員名簿 | | 3 |
| | 尼崎市総合計画審議会開催経過 | | 4 |

1 総合計画のあり方検討の趣旨

尼崎市では、昭和 44 年の地方自治法改正による基本構想の策定義務化以降、4 次に亘って基本構想が策定された。

現在の基本構想は、21 世紀の四半世紀（2025 年（平成 37 年））を展望し、平成 3 年に議決を得たものである。この基本構想のもとに 2 次にわたり基本計画が策定されたが、第 2 次基本計画は、平成 22 年度でその計画年限を迎えようとしている。

しかしながら、現在尼崎市は早期健全化団体への転落が危惧される状況にあることや、人口減少社会の到来、超高齢化の進行、地方分権の一層の進展、社会経済のグローバル化に伴う激しい情勢の変化など、これまで総合計画¹を策定してきた時代と比べると、背景にあるものは明らかに大きく異なっており、中長期的なまちづくりを考えていくことが非常に難しい状況に置かれている。

このような中、総合計画については、住民の福祉の増進を図ることを本旨としつつ、社会潮流等を踏まえながら、まちづくりの基本的な方向性について、従来の考え方に捉われることなく検討を進め、計画の体系や期間などの枠組みについても計画の目的や役割などを整理したうえで、時代の変化へ対応していくことを念頭に、あらためて検討することが必要である。

こうした考えのもと、当審議会においては、市長の諮問を受け、具体的な計画案の審議に先立ち、後述の「3 社会潮流を踏まえた今後のまちづくりにおける課題認識」、「4 総合計画策定に当たっての基本的な考え方」に示すように、総合計画をどのようなものにすべきかといった根本的な審議を行い、「2 現総合計画について」を含めて、この度、「尼崎市における総合計画のあり方」を中間答申としてまとめたものである。

2 現総合計画について

(1) 基本構想について

現基本構想については、策定以降 18 年が経過し、構想期間の中間点を過ぎたところであるが、総合計画の点検結果²（以下「点検結果」という。）に示されたとおり、「現在においても概ね妥当と判断されている部分があるものの、人的交流面での国際化や文化施設の充実、都市空間の構築に関する考え方などについて、時代背景の違いにより、現状との乖離が見られること」、「社会経済情勢の変化が激しい中、超長期の構想期間（34 年間）の妥当性について課題があること」、「基本構想策定以降、都市基盤整備が一定進んだことも踏まえる必要があること」などの指摘がある。

当審議会においては、これらの指摘を踏まえるとともに、社会潮流とその捉え方や、今後、市民、事業者とともにまちづくりを進めていく上での課題、また、行財政運営上の課題などについて、「3 社会潮流を踏まえた今後のまちづくりにおける課題認識」以降に示すとおり考え方をまとめたところであるが、その議論において、総合計画については、「時代が大きく変わっていく中で尼崎市が置かれている状況を見据えてしっかり議論する必要があること」、「今後の時代の変化へ対応していくために絶えず

¹ 基本構想及び基本計画をまとめて総合計画という。

² 平成 21 年 6 月に取りまとめられた「基本構想及び第 2 次基本計画の点検結果」。(第 1 回総合計画審議会資料(平成 21 年 9 月 2 日開催) 尼崎市 H P 参照)

見直される必要があること」、「超長期の構想では多くの人がある策定に関われないため短期化すべきであること」などについて指摘したところである。

こうした考え方のもと、当審議会においては、今後、引き続き十数年にわたって現基本構想をこのまま維持することは適切ではないと考え、これを改定し、新たな総合計画を策定すべきである、との結論に至った。

なお、基本構想の改定にあたっては、社会経済情勢や尼崎市の課題などの諸条件を踏まえるとともに、過渡期にある地方分権改革の行方を見据える必要があることから、十分に議論することが望ましい。

地方分権改革については、昨年末に閣議決定された地方分権改革推進計画において、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていく」との趣旨から、国による義務付け等の見直しの方向性が示され、地方自治法の一部改正案において、第2条第4項に規定される「基本構想の策定義務」については廃止されることとなっている。その他、まだ具体的な方向性が示されていない税財政制度改革なども含め、地方分権改革は地方自治に大きく影響を与えるものであることから、総合計画の策定においては、今後の動き³を注視しながら審議を進める必要がある。

(2) 第2次基本計画について

第2次基本計画については、点検結果において、記載されている「施策の展開方向」については概ね妥当と考えられるものの、施策展開における進捗管理や組織間の連携などといった計画を推進する仕組みは十分ではなく、今後の検討課題であるとされている。

当審議会においては、前述のとおり、基本構想も含めた新たな総合計画を策定すべきであり、基本計画については、まず基本構想の内容（方向性）を定めた上で、具体化していくことが妥当であると考えている。

新たな総合計画を策定するに当たっては、検討すべき課題が多く、十分に議論を行う必要があることから、第2次基本計画については、平成22年度でその計画年限を迎えることとなるが、「『施策の展開方向』については概ね妥当」という先の点検結果も踏まえ、当面、計画期間を2ヵ年度延長することとし、その間に社会経済情勢の動向等を見定めながら、各課題への対応策を検討し、より有用な計画を策定すべく作業を進めるべきであるとの結論に至った。

なお、今後も極めて厳しい財政状況が見込まれるものの、計画期間を延長する間は、引き続き、行財政改革の取組を進めながら、今日的課題に対応するための事業を選択し、第2次基本計画の施策体系に沿った事務事業の展開を図りたい。

³ 地方分権改革の推進に関しては、平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会により第4次勧告(平成21年11月9日)がまとめられた後、新たに設置された地域主権戦略会議(平成21年11月17日設置)に引き継がれたところ。同会議では、地方自治法の抜本的な改正も視野に検討を進めるとされているが、具体については検討が始められたところである。(地域主権戦略会議HP参照)

3 社会潮流を踏まえた今後のまちづくりにおける課題認識

社会潮流の変化は、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすことから、計画の策定にあたっては、その変化を十分見据えていく必要があるが、特に次の各点に留意する必要がある。

(1) 人口減少、少子高齢社会の進行による市民生活や都市活動への影響

- ・ 尼崎市では、昭和 46 年以降続いた人口減少傾向が下げ止まり、直近では増加に転じたものの、中長期的には死亡数が出生数を上回っていくため、人口は減少すると推計される。
- ・ 尼崎市の年齢別の人口構成は、全国平均とほぼ同様に推移しており、超高齢化が進行すると考えられる。
- ・ わが国の高齢化率は、今後も上昇を続け、老年人口（65 歳以上）と生産年齢人口（15～64 歳）の比率では、平成 17 年時点で高齢者 1 人に対して生産年齢人口が 3.3 人であったのに対して、15 年後の平成 37 年には 2 人、25 年後の平成 47 年には 1.7 人になると推計⁴されている。
- ・ 少子化・人口減少が進む中、家庭、学校、地域における子育て支援や連携、ワークライフバランス⁵（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組など、社会全体で子育てを支援する取組が求められる。
- ・ 生産、消費、納税等、社会経済活動の多くを担う生産年齢人口が減少する一方で、高齢者の増加により、福祉・医療をはじめとする社会保障等に対する需要と費用の一層の増加が見込まれる。こうしたことから、これまでの基準や仕組みによる行政サービスを同じ形で維持していくことは難しくなると考えられる。
- ・ 社会保障制度に見られるように、世代間における受益と負担の不公平⁶が課題として指摘されている。基礎自治体レベルでも、将来の人口構成等を展望しながら、持続可能性を考慮して各種制度やサービスのあり方について検討を行う視点も必要である。

(2) 社会経済情勢の変動による影響

- ・ 社会経済のグローバル化は、人や物・資金などの交流の拡大により経済を活性化させた反面、経済的な格差の拡大や、金融システムが複雑化する中で、世界の市場の混乱が瞬時に地域経済を揺るがすなど、市民生活に深刻な影響を及ぼしている。
- ・ 産業集積都市である尼崎市は、大幅な法人市民税収入の減や雇用情勢の悪化など、そ

⁴ 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年）」による推計。

⁵ 仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、これらが働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となり、社会の活力の低下や少子化・人口減少といった現象の遠因ともいわれている。そこで、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を実現するための取組が必要とされている。（内閣府仕事と生活の調和推進室HP等参照）

⁶ 生涯を通じた公的サービスの受益と負担の関係を世代毎に見ると、現行制度を維持した場合、少子・高齢化や負担の先送りにより、若い世代ほど負担超過が拡大することが推計されており、将来高齢者になるであろう世代が実際に高齢者になった際に、現在の高齢者との不公平が生じるという問題。（厚生労働白書等参照）

の影響を受けやすい状況にある。

- ・雇用形態の変化や高齢化の進行などの社会構造の変化による貧困や所得格差の拡大が社会問題となっており、その対応が必要である。
- ・貧困や格差の拡大を未然に防ぐための取組も重要である。例えば、健康を害することと貧困は相互に関連していることから、健康の維持・増進に向けた取組が重要である。また、一人ひとりがさまざまな場面で学習の機会を得ることによって能力を高め発揮することは、就労の機会を増し、格差の是正にも繋がると考えられることから、学校教育だけでなく、職業訓練なども含めた広い視点からの人材育成の取組が求められる。
- ・超高齢化社会の進行により生活支援サービスに関するニーズの増加が見込まれることや、地方分権改革の進展により基礎自治体の裁量権の拡大が見込まれる中で、今後、基礎自治体レベルにおいても市民ニーズを踏まえながら、地域において雇用を生み出していくための工夫が求められる。

(3) 地球環境問題の顕在化による影響

- ・地球温暖化による異常気象の増加、食糧生産や生物多様性⁷への悪影響等が危惧されており、地球温暖化防止は世界的に重要な課題となっている。我が国においては、温室効果ガスを1990年比で2020年までに25%削減する目標が掲げられており、地域レベルにおいても低炭素社会づくりを進めることが求められる。
- ・尼崎市では、かつての公害の経験を活かし、県下他都市に先駆けたISO14001の導入、その後の尼崎市独自の環境マネジメントシステムの構築・運用などとともに、市民・事業者との協働による緑化の推進や尼崎21世紀の森づくりなど、環境保全活動や身近な自然の再生などの取組が進められている。
- ・尼崎市におけるCO₂排出量は、民生家庭部門が1990年以降一貫して増加しており、一人当たり及び一世帯当たりの排出量は、ともに増加傾向にある。産業部門及び民生業務部門については、1990年以降一旦減少傾向であったが、新規立地などによりここ数年で増加に転じている。排出量の削減については、市民・事業者・行政あがりの取組が重要である。
- ・産業分野においては、今後、環境関連産業の成長が見込まれており、環境系企業が多数立地している尼崎市は、その流れを成長の材料とできるポテンシャルは高い。
- ・局地的な集中豪雨などの異常気象による災害の発生により、市民生活の安全・安心が脅かされている。

(4) 情報社会の進展

- ・尼崎市においては「公開と参画」を基本姿勢に、諸施策に取り組む上での重要な手段として情報通信技術の活用が図られてきた。

⁷ 生物多様性とは、生きものの「個性」と「つながり」の意。この恵みによって人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられているが、種の絶滅や生態系の崩壊など、人間の行動によって生物多様性は危機的な状況にある。そこで、すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、行動することが必要とされている。(環境省生物多様性センターHP参照)

- ・情報通信技術の利活用は市民生活において浸透、定着しつつあり、今後は、まちづくりにおいても活用していくことが求められる。一方で、情報格差や人権侵害等、その弊害も社会問題となっている。
- ・防犯や防災、減災において「情報」は重要な要素であるとともに、平時においてもサービスの選択の際など生活のさまざまな場面で、情報の入手可能性が市民生活の質に大きな影響を与えることを踏まえる必要がある。
- ・情報通信技術の進展は著しいが、情報はその伝達手段よりも、「必要なときに、必要な人に、必要な情報が行き渡ること」が重要であり、多様な情報通信技術・手段⁸を駆使し、アクセシビリティ⁹を確保することは重要な課題となっている。
- ・情報社会の進展により、市民やボランティア、NPOなどの団体が、豊富な情報と、ネットワークの手段を得ることができるようになり、行政と市民が協働していくための基盤が充実してきている。今後一層、情報の発信、公開、共有に努め、効果的に協働の取組を進めていく必要がある。
- ・まちづくりのツールとしての情報の価値が高まっていることを、市民、事業者、行政がともに認識し、戦略的な情報の受発信により、都市イメージの向上や生活の質の向上など、魅力あるまちづくりにつなげていく必要がある。

(5) 地方分権の進展と地域主体のまちづくり

- ・尼崎市では、近松などの歴史文化、尼崎の名産品、企業の技術力などの有形無形の地域資源・地域資産や、構造改革特区制度（そろばん特区等）の活用などによるまちの魅力の創出に向けた取組が行われてきた。
- ・尼崎市は、できる限り住民の身近なところで行政を行い、より充実した市民サービスを提供するため、平成21年4月に中核市に移行した。
- ・地方分権改革の進展が見込まれる中、地域特性や既存のストックなどを活かした地域主体のまちづくりの推進がより求められている。また、移譲される権限と、人材・財源などの資源をいかに活用するかがますます重要となっており、尼崎市の課題と財政状況を踏まえた上で、選択と集中が必要となる。
- ・基礎自治体の裁量権の拡大が見込まれる中で、市職員の政策形成能力の向上など、人材の育成がより重要となっており、
- ・震災を機に、地域での助け合いに対する市民意識の高まり、ボランティア活動やNPO活動の活発化など、社会の課題に市民が主体的に取り組む活動が見られる一方で、自治会等¹⁰の加入率の低下などが見られ、地域で支えあう機能の低下が懸念される。
- ・尼崎市では、これまで自治会等の活動を中心に、地域においてまちづくりに関するさまざまな取組が行われており、こうした取組は今後も引き続き重要である。

⁸ インターネットから「まちの掲示板」や「口こみ」などのアナログ的手段までを想定。

⁹ 情報の得やすさ、利用しやすさ。

¹⁰ 尼崎市における自治会等の活動は、大半を社会福祉協議会を構成する基礎的な組織である福祉協会が担っている。尼崎市社会福祉協議会では、6つの支部のもとに74の社会福祉連絡協議会、さらに630の福祉協会が組織されている（組織数は平成22年2月現在）。なお、社会福祉協議会では、組織の高齢化に伴う後継者不足や特定の役員等への負担の集中といった課題とともに、地域における差はあるものの加入率の全市的な低下傾向が見られる。

- ・団塊世代の退職など地域を担う人材の増加に繋がる要因があることや、尼崎市内のNPO法人が増加していること、市民のまちづくり活動への参加意識¹¹などを踏まえると、市民の主体的な取組への支援や社会教育活動などにより、まちづくりを担う人材や主体の育成を支援することがより重要となっている。
- ・今後のまちづくりを進めていくには、市民等の主体的な参加が必須であり、そこで行政との役割分担を整理する必要性が増している。
- ・多様な世代の社会参画¹²を促すという視点からも、ワークライフバランスの実現に向けた取組は重要である。
- ・大規模地震等の災害や感染症など予測が難しいリスクに対し、市民生活を守るために地域レベルでの危機管理の重要性がより高まっている。
- ・今後の人口減少、少子高齢化の進行を踏まえると、防災や福祉、医療など、分野によっては、施策の効率性などを見据え、都市間連携を図る視点も必要である。

(6) 税財政制度への対応(地方財政の逼迫)

- ・地方分権改革の先行きは不透明であるとともに、今後地方分権が進んだとしても、国の財政状況から、地方に対して税源が十分に配分されるとは考え難く、地方の財政状況はより厳しさを増すと考えられる。
- ・尼崎市の財政は、国による三位一体の改革により、地方交付税が大きく減少するなど、大きな影響を受けた。行財政改革の取組や財源対策により、形式的な収支均衡が図られてきたが、実質的な収支均衡に向け、引き続き“あまがさき”行財政構造改革推進プランによる取組が進められている。しかしながら、一昨年秋以降の世界的な景気後退の影響を受け、尼崎市の収支の乖離は大きくなっている。
- ・行財政改革の推進による財政基盤の確立は、総合計画に基づく行政運営を進める上での大きな課題である。
- ・基礎自治体として、また、中核市として、あらゆる機会を捉え、税財政制度も含めた地方分権改革などの課題解消について、国・県等に対し、提案、協議に努める必要がある。

(7) 社会基盤等の維持・更新

- ・尼崎市では、高度経済成長期の急激な人口増加や行政需要の多様化に伴い配置した多くの公共施設について、人口減少等の社会経済情勢の変化や厳しい財政状況等を踏まえ、その配置や運営方法を見直すなど、市有財産の有効活用を図る取組が行われてきた。しかしながら、今後、老朽化が一度に進行すると考えられる社会基盤(道路・下水道等)や公共施設の維持・更新、耐震化は大きな課題である。

¹¹ 市民意識調査結果(平成18年2月)では、まちづくり活動に参加したことがない市民のうち、約50%が今後参加したいと考えており、潜在的なまちづくりへの参加意向は高いといえる。

¹² 地域活動への参画に限らず、就学、労働なども含めた広義の社会参画を意図(以下同じ)。

4 総合計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) 社会潮流を踏まえたまちづくりの方向性

社会潮流を大きく捉えると、社会保障制度への不安、世界規模で変動する景況とその不透明感、雇用不安、地域コミュニティの希薄化、異常気象の多発などから、「市民生活における『安全・安心』が脅かされていること」、経済成長の鈍化、国・地方の財政の逼迫、人口の減少（特に生産年齢人口の減少）、戦後に整備された社会基盤がその更新時期を迎えることなどから、「成長・拡大から、維持もしくは縮小の時代を迎えていること」、超高齢化による受益者と負担者の不均衡、市民ニーズの多様化などから「これまでの基準や仕組みによる行政サービスを同じ形で将来にわたって維持していくことは困難であること」を踏まえ、今後、自治のあり方を考えていかなければならない。

そこで、基礎自治体として自主・自律の行政運営を維持することを前提として、長期的には、次のような地域社会の形成を目指して、まちづくりに取り組んでいく必要がある。

- ・ 人と人とのつながりが豊かで、新たな支えあいの仕組みをつくっていける地域社会
- ・ さまざまな年代・立場の人が広く社会に参画し、まちづくりを担う人材が育つ地域社会
- ・ 市民一人ひとりが健康で、社会に参画し続けられる地域社会
- ・ 地域の資源、人材が十分活用されることで、まちの魅力が高まるとともに、地域において資金が循環し、雇用・所得・消費が創出され、域外との交流が活発に行われる地域社会
- ・ 地域資源や既存ストックが活用され、社会・経済的、環境的負荷を将来世代に転嫁しない地域社会

(2) 総合計画の策定に当たっての基本的な考え方

これまでの総合計画は、成長と拡大を前提としてきたが、今後は、財源の確保等諸条件が、現在よりも格段に厳しい状況になると予測される。こうした中で、これからの総合計画は、基礎自治体として自主・自律の行政運営を持続しつつも、まちづくりを進めるうえで市民にとって真に必要なものを選択するとともに、計画を推進する主体と役割をできる限り明確にし、それらを市民、事業者、行政の各主体（以下「各主体¹³」）がともに考え、共有できるものとなるよう努めなければならない。

将来像に向けたまちづくりの理念の明確化とそれに基づく施策の重点化を図る

現実的な視点を持つ一方で、未来に希望を持ち、「住みつづけたい」、「住んでみたい」と感じることができ、将来展望をイメージできる計画とするために、尼崎市の地域特性を踏まえながら、前述のまちづくりの方向性に示したような共有すべき考え方（理念）をまとめたうえで、各分野において目指すべき姿等について議論を進めるとともに、理念に基づく施策の重点化方向を整理する必要がある。

¹³ 本中間答申でいう「主体」とは、個人や法人、また、任意の団体も含め、まちづくりに関するさまざまな行動・活動において「それぞれの自覚や意思に基づいて行動する主体」の意。

各主体とビジョンを共有し、ともにまちづくりを進めていくための計画とする

将来像を示す中で、「目標や課題を共有し、その達成や解決に向けて各主体がそれぞれの異なった立場で連携しながらそれぞれの役割を果たす」という協働の考え方を、将来像に近づく手段としてあらためて総合計画において明確にする必要がある。

計画を推進するには、行政が主体的に取り組むこと、市民・事業者との協働によって取り組むこと、市民・事業者の主体的な活動によって取り組むこと、があることを踏まえ、施策方向ごとに目指すべき方向に向けて各主体それぞれが果たすべき役割を整理し、市民・事業者が行政とともにまちづくりに参画するための計画とすることが求められる。

また、地域コミュニティという視点から見れば、今後の更なる高齢化の進行等により、その維持・形成に関する課題は大きくなると考えられる。そこで、地域における自助・共助の機能を高め、互いに支えあえるコミュニティづくりに向けた考え方を示すことも必要である。

これらにより、「行政が推進する計画」というイメージが強かったこれまでの総合計画から、より「各主体とビジョンを共有し、ともにまちづくりを進めていくための計画」へ近づける必要がある。

今後の財政収支見通しを十分考慮し、行財政改革を組み込んだ計画とする

これまでの総合計画に基づく行政運営では、計画実現に向けて施策優先型の事業展開がなされ、行政規模が拡大する傾向が見られた。

今後より厳しくなると思われる財政状況を踏まえると、まずは収入に見合った事業展開に努める必要があり、将来像を掲げて施策を展開する上でも、財政規律の確保（歳入規模に基づく歳出構造の構築）が重要である、という考え方を明確に総合計画に位置づけるとともに、限られた財源の中で効率的・効果的な行政運営を実施していく必要があることから、行財政改革を総合計画を実現する手段として位置づけることが必要である。

（３）新たな総合計画が備えるべき要件

社会潮流や総合計画の策定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、これからの総合計画が備えるべき要件について、次の点に基づき具体化を図ることが望ましい。

時代の変化へ対応するために、計画の期間と構成を再検討する

- ・まちづくりの方向性について長期的に展望した上で、基本構想の計画期間については、ある程度短期化（10年程度）し、そのもとに一定期間で見直し（改定）ができるような基本計画を策定する。
- ・基本計画を短期化することで、その下に基本計画を具現化するための事業展開を示す単年度を基本とする事業計画（予算）を策定する。なお、行財政改革や社会資本の維持・保全等に関する計画など、複数年度にわたる取組の方向性を示す必要があるものについては配慮が必要である。

ビジョンを共有し、役割分担ができる計画とする

ア) 施策方向ごとの各主体の役割分担

- ・各主体がそれぞれの役割を自覚するとともに、互いに認識を共有し、まちづくりに参画できるような計画とするために、施策方向ごとに各主体の役割について整理する必要がある。

イ) 地域コミュニティにおける協働

- ・互いに支えあえるコミュニティづくりに向け、地域活動の活性化を図る必要がある。
- ・行政と他の主体との協働のみならず、地域における各主体間の連携、特に自治会等の伝統的な地縁型組織と、テーマ型で活動している公益的活動組織との有機的な連携、さらにはそれぞれの取組を効率的・効果的に進める観点から、地域間の連携も視野に入れた総合的な協働の取組を進めることが必要である。
- ・地域コミュニティ活動については、地域、規模、活動分野などにおいて特性があることに留意する必要がある。

計画を推進するマネジメントの仕組みを構築する

ア) 目標・指標の設定

- ・施策の方向毎に、目標・指標の設定に努める。
- ・目標・指標の設定に当たっては、厳しい財政制約があることを踏まえたうえで、市民や事業者の役割とあわせて検討する必要がある。

イ) 施策評価

- ・施策評価の導入により、施策単位で実施している事務事業の優先度や施策目標への貢献度を把握し、事務事業の取捨選択や、人材・財源などの資源の配分に反映するよう努める。
- ・市民ニーズの把握や計画の進行管理において参考とするために、定期的に市民アンケートを実施することなどが必要である。

ウ) 分野別計画

- ・主な分野別計画については、総合計画において位置づけを明確にし、体系的に整理するとともに、重複を極力避けるなど、総合計画と目標を共有しつつ、機能分担に努める。

市民に分かりやすく、職員にとって使いやすい計画とする

- ・まちづくりを進める上で共有できる大きな方向性を示す。
- ・協働のまちづくりを進める上で、市民に意識され、共有される計画とし、また、職員にとって理解、推進しやすい計画とする。
- ・できる限り平易で簡素な表現とし、これを補完する意味でも目標・指標の導入を図り、進行管理の基準が明確になるよう取り組む必要がある。
- ・将来像などの「大きな方向性」に向けた施策体系の全体像が、概括的に把握できるような工夫が必要である。

5 まとめ

本中間答申では、社会潮流を踏まえた今後のまちづくりの基本的な方向性や新たな総合計画の備えるべき要件について考え方を示すとともに、現基本構想については、これを改定して新たな総合計画を策定すべきであり、また、第2次基本計画については、当面、計画期間を2ヵ年度延長し、その間に社会経済情勢の動向等を見定めながら、尼崎市における諸課題への対応策を検討し、より有用な計画を策定すべきであるとした。

今後、尼崎市においては、本中間答申を十分に尊重した上で、平成25年度から新たな総合計画に基づいたまちづくりに取り組めるよう、策定作業を進められたい。

参 考 资 料

諮 問 書 (写)

尼都政第 2 1 5 0 号

平成 2 1 年 9 月 2 日

尼崎市総合計画審議会
会 長 様

尼崎市長
白 井 文

総合計画について (諮問)

近年の少子高齢化の進行、国・地方の財政状況の悪化、また、昨年来の世界的な景気後退等により、地方自治体を取り巻く状況は非常に厳しく、本市においては更なる行財政改革の取組が求められる一方で、地方分権改革の進展に伴い、より地域の実情に応じた地域主体のまちづくりを進めることが必要とされております。

こうした情勢の中で、来年度、第 2 次基本計画がその計画年限を迎えるに当たり、今後の本市のまちづくりの方向とそれを実現するための方策について、広範な意見をもとに審議して頂きたく、貴審議会に本市の総合計画に関する次の事項について諮問いたします。

- 1 総合計画のあり方について
- 2 次期基本計画の策定等について

以 上

平成 21 年 9 月

諮問の趣旨

本市では、平成 3 年 11 月に議決した、21 世紀の四半世紀（2025 年（平成 37 年））までを期間とする「基本構想」及び、そのもとに「基本計画」を策定し、現在は第 2 次基本計画（計画期間：平成 13 年度から平成 22 年度）に基づき、各分野における具体的な施策展開を行ってきました。

こうした中、現計画期間中に、財政再建団体への転落が危惧される厳しい財政状況に直面したことから、行財政改革に力点を置いた取組を進め、その危機は脱したものの、財政構造を改善するまでには至らず、引き続き財政基盤の確立に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、昨年秋以降の世界同時不況の影響から、より一層の収支不足が見込まれるなど、早期健全化団体への転落も危惧される状況にあります。

一方、本市では地域社会で共に支える仕組みづくりなど住民自治基盤の確立にも努めているところですが、人口減少社会の到来、少子高齢化の一層の進行、地球環境問題の顕在化や地方分権改革の進展などの社会潮流を踏まえながら、より地域の実情に応じた地域主体のまちづくりを進めることが必要とされています。

このように、これまで総合計画を策定してきた時代と比べますと、社会経済情勢の変化が激しく、背景にあるものは明らかに大きく異なっており、中長期的なまちづくりを考えていくことが非常に難しい状況に置かれています。

来年度、第 2 次基本計画がその計画年限を迎え、次期基本計画の検討を進める必要がありますが、計画の策定に当たりましては、具体的な計画案の審議に先立って、現基本構想を含めて、総合計画をどのようなものにするべきかといった、「総合計画のあり方」について根本的な部分から考える必要があります。

このような背景を踏まえ、広範な意見のもとにご審議いただき、「総合計画のあり方」について一定の方向性をお示しいただいた後に、「次期基本計画の策定等」についてご審議いただきたく、貴審議会に諮問するものです。

尼崎市総合計画審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

| 氏名 | 役職・職業等 | 総合計画の あり方専門部会 |
|--------|--|------------------|
| 赤井 朱美 | 神戸親和女子大学 発達教育学部福祉臨床学科 准教授 | 部会員 |
| 赤澤 宏樹 | 兵庫県立人と自然の博物館 研究員 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師 | 部会員 |
| 荒木 伸子 | 尼崎市議会議員 | |
| 礪田 雅司 | 尼崎市PTA連合会 会長 | |
| 一谷 宣宏 | 尼崎体育協会 会長 | |
| 稲垣 由子 | 甲南女子大学 人間科学部総合子ども学科 教授 | |
| 加藤 恵正 | 兵庫県立大学 政策科学研究所 所長 | |
| 川中 大輔 | 市民公募委員 | |
| 川向 肇 | 兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 准教授 | 部会員 |
| 北村 亘 | 大阪大学大学院 法学研究科 准教授 | 部会員 |
| 小柳 久嗣 | 尼崎市議会議員 | |
| 佐竹 隆幸 | 兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授 | |
| 澤木 昌典 | 大阪大学大学院 工学研究科 教授 | 部会員 |
| 白石 順 | 尼崎雇用対策協議会 会長 | |
| 高濱 黄太 | 尼崎市議会議員 | |
| 辻 修 | 尼崎市議会議員 | |
| 土谷 長子 | 京都光華女子大学短期大学部 こども保育学科 准教授 | |
| 長村 和美 | 市民公募委員 | |
| 西田 昌子 | 尼崎市総合計画市民懇話会 | |
| 野山 恭一 | 尼崎市総合計画市民懇話会 | |
| 濱名 陽子 | 関西国際大学 教育学部教育福祉学科 教授 | |
| 東田 清治 | 尼崎市社会福祉協議会 理事長 | |
| 久 隆浩 | 近畿大学 総合社会学部 教授 | 部会長 |
| 弘本 由香里 | 大阪ガス株式会社 エネルギー・文化研究所 特任研究員 | 部会員 |
| 松村 ヤス子 | 尼崎市議会議員 | |
| 安田 雄策 | 尼崎市議会議員 | |
| 山本 起世子 | 園田学園女子大学 未来デザイン学部文化創造学科 教授 | |
| 山本 正信 | 尼崎市総合計画市民懇話会 | |
| 吉岡 健一郎 | 尼崎市議会議員 | |
| 吉田 修 | 尼崎商工会議所 会頭 | |

会長 会長代理

(計 30 名)

尼崎市総合計画審議会 開催経過

・第1回 総会

平成21年9月2日(水) 15:00~17:40 尼崎市防災センター 3階会議室

(議題)

委員委嘱、会長互選、諮問、部会の設置等

現総合計画及び“あまがさき”行財政構造改革推進プランについて

次期総合計画について 他

・第1回 総合計画のあり方専門部会

平成21年10月12日(月) 10:00~12:15 尼崎市役所 北館4階会議室

(議題)

総合計画のあり方について(意見交換) 他

・第2回 総会

平成21年10月31日(土) 9:30~12:10 尼崎市すこやかプラザ 多目的ホール

(議題)

尼崎市における総合計画のあり方について(意見交換) 他

・第2回 総合計画のあり方専門部会

平成21年11月29日(日) 13:00~15:00 尼崎市役所 北館4階会議室

(議題)

尼崎市総合計画審議会中間答申(素案)について

・第3回 総会

平成22年1月13日(水) 18:00~20:20 尼崎市すこやかプラザ 多目的ホール

(議題)

尼崎市総合計画審議会中間答申(素案)について

・第3回 総合計画のあり方専門部会

平成22年2月17日(水) 18:00~20:20 尼崎市役所 北館4階会議室

(議題)

尼崎市総合計画審議会中間答申(案)について 他

・第4回 総会

平成22年4月2日(金) 13:30~15:30 尼崎市すこやかプラザ 多目的ホール

(議題)

尼崎市総合計画審議会中間答申(案)について